

住民票の写し等 交付申請書（郵送用）

Request for Copies of Resident Record

太子町長 様

令和

年

月

日

あなたの住所 Your address	〒	フリガナ	<input type="checkbox"/> 本人 (Same person) <input type="checkbox"/> 同一世帯人 (Family) <input type="checkbox"/> 代理人 (Representative) <input type="checkbox"/> その他 (Other) ()
		氏名 Your name	

※代理人の場合は、委任状が必要です

証明が必要な人 Whose information is required?

住所 Address	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (Same as You) 太子町	下記の事項は通常省略されます。必要な場合は、左の□にレをつけてください。 (日本人住民のとき) <input type="checkbox"/> 世帯主名と続柄 <input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)
フリガナ		
世帯主の氏名 Name of householder	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (Same as You) 明・大・昭・平・令 年 月 日	(外国人住民のとき) <input type="checkbox"/> 世帯主名と続柄 <input type="checkbox"/> 国籍または地域 <input type="checkbox"/> 第30条の45区分 <input type="checkbox"/> 在留資格等 <input type="checkbox"/> 在留カード等の番号 <input type="checkbox"/> 通称の履歴 <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)
フリガナ		
写しにのせる人の氏名 Name of the person you require	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (Same as You) <input type="checkbox"/> 世帯主と同じ (Same as householder) 明・大・昭・平・令 年 月 日	
使用目的 What purpose do you use?	(本人・同一世帯人の方は記入しなくてもかまいません)	

何が い り ま す か	全員の写し Entire household	通 Copies	記載事項証明書 Items Listed on Resident Record	通 Copies
	一部(個人)の写し Portion of household (Individual)	個人 通 Copies 一部 通 Copies	人口の写し	通 Copies
	除票	通 Copies	住民票コード Resident resiter code number	通 Copies

(手数料：住民票、除票、記載事項証明書、人口の写しについては、1通につき各300円です。)

日中の連絡先（電話番号など）

【事務処理欄】

受付	本人確認	点検
	運転免許証 マイナンバーカード その他 ()	

【郵送で住民票の写し等の交付申請をされる方へ】

郵送で交付申請をされる場合は、下記書類等をご送付ください。

- ①交付申請書（郵送用） こちらの用紙です。必要事項を記入してください（日中に連絡のとれる連絡先も必ず記入してください）。印刷が出来ない場合は、必要事項を別の紙に記入いただいても結構です。
- ②本人確認書類の写し 運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の公的な書類で、現住所が記載されているものの写しが必要です。
- ③手数料 郵便局で購入した「定額小為替証書」をご用意ください。「定額小為替証書」内の「指定受取人おなまえ」欄は、記入されず空欄のままでお願います。
- ④返信用封筒 郵便切手を貼付のうえ、返送先の住所・氏名を記入してください。返送先は申請者の住民登録地に限り、なりすましを防ぐため、勤務先等への返送はお断りしています。お急ぎの場合は、速達料金分を追加してください。
- ⑤その他 第三者による申請（本人・同一世帯員・代理人以外の方が、権利の行使や義務の履行等に必要である場合の申請）の場合は、その内容が分かる書類等が必要です。
(例) 死亡された人の除票の写しの申請の場合

【送付先】

583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町役場 住民人権課 宛て

《補足》

「本籍地・筆頭者名」の記載が不要であれば、住民登録地以外の市区町村でも住民票を申請することが出来ます（広域交付住民票）。そちらを利用される場合は、詳細は申請先する市区町村役場へお尋ねください。